

▶市役所本庁舎の改修工事に伴い、駐車場の一部を閉鎖しています
混雑が予想されるため来庁の際は、できるだけ公共交通機関を利用してください

手当や費用の助成など、子育てを支援する制度を紹介します

子供のための制度



市ホームページ

子供のための制度については、市ホームページにも掲載しています。

子育て給付課 (TEL6384・1470 FAX6368・7349)、ひとり親家庭支援担当 (TEL6384・1471 FAX6368・7349)
保育幼稚園室 入園担当、経理担当 (TEL6384・1592 FAX6384・2105)、総務担当 (TEL6384・1541 FAX6384・2105)
すこやか親子室 母子保健担当(出口町TEL6339・1214 FAX6384・1175)
障がい児通所受給者証担当※ (TEL6170・7224)

のびのび子育てプラザ (TEL6816・8585 FAX6816・8588) 家庭児童相談室(出口町TEL6384・1472 FAX6384・1175)

地域支援センター (TEL6339・6103 FAX6387・5734)

※5月7日(火)に窓口変更予定。それまでは市役所本庁舎低層棟2階が窓口となります。

のびのび子育てプラザ

保護者の傷病のほか看護・介護やリフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要なとき

所同プラザ

☎同プラザ一時預かり専用ダイヤル (TEL6816・8580)へ

おひさまルーム

保護者の傷病のほか、看護・介護やリフレッシュなどの理由で一時的に保育が必要なとき

所同ルーム(佐竹台2)

☎火・水曜日14:00~16:00に同ルーム専用ダイヤル (TEL090・8305・4340)へ

豊一児童センター

保護者のリフレッシュ・通院などの理由で一時的に保育が必要なとき

所同センターすすくルーム

☎月~金曜日11:00~12:30に同ルーム専用ダイヤル (TEL6338・0117)へ

■休日保育

日曜日、祝・休日などに、保護者が仕事などのやむをえない理由で保育ができないとき。事前登録制、保護者負担あり

所 とも発達支援センター

☎保育幼稚園室総務担当へ

■病児・病後児保育

就学前の乳幼児などが病気のときに、保護者が仕事などの理由で家庭で保育ができない場合。保護者負担あり。実施施設など詳しくは市ホームページへ

☎各実施施設へ

☎保育幼稚園室総務担当

■宿泊・夜間の保育

いずれも所得により保護者負担あり

所 児童養護施設など

■幼児教育・保育の無償化

主に3~5歳の幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する子供が対象。利用施設の種別や保育の必要性の有無などにより、内容や手続きが異なります。事前に認定申請が必要。預かり保育や認可外保育施設などの無償化は3か月ごとに請求が必要。詳しくは市ホームページへ

☎保育幼稚園室入園担当、経理担当

■出産・子育て応援事業

妊娠届け出後と、出生届け出後4か月ごろまでの妊産婦に、助産師などによる面談で、子育て相談や情報提供を行います。面談終了後、妊婦と、出生した児童を養育する人へ、それぞれ5万円相当のギフトを支給。詳しくは市ホームページへ

☎すこやか親子室母子保健担当

子供の一時的預かり

■緊急保育

保護者の入院など突発的な理由で保育ができなくなったとき、就学前の乳幼児を、期間を区切って保育所などで預かります。年齢や所得により保護者負担あり

☎保育幼稚園室入園担当

■一時預かり

いずれも保護者負担あり

保育所など

保護者の断続的・短時間の就労や傷病などで一時的に保育が必要なとき。実施施設など詳しくは市ホームページへ

☎各実施施設へ

☎保育幼稚園室総務担当

担あり

☎家庭児童相談室

■こども発達支援センターの相談

発達支援が必要な児童について、専門的な視点から相談に応じます

☎地域支援センター

■ひとり親家庭の自立支援・相談

給付金はいずれも所得制限あり

☎子育て給付課ひとり親家庭支援担当

自立支援教育訓練給付金

指定の講座を受講した場合、受講料の一部を支給。受講前に申請が必要

高等職業訓練促進給付金

看護師などの資格を取得するために養成機関で勉強する場合、月額10万円(課税世帯は月額7万5000円)を支給。事前に面談が必要

☎高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

同試験のための受講費用の一部を支給。受講前に申請が必要

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

子供の修学や親の技能習得のための資金などを貸し付けます。事前に相談が必要

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭などの親が自立のための修業や就職活動、病気などで日常生活に支障が生じているときに、家庭生活支援員

☎家庭児童相談室

☎ショートステイ

保護者の病気や出産、仕事などで一時的に家庭で保育ができなくなったとき。原則7日以内

トワイライトステイ

保護者が仕事などで帰宅が遅く、児童の保育が難しいとき。20:00まで

■ファミリー・サポート・センター

おおむね生後3か月~小学生の子供がいる人(依頼会員)と、子供を自宅で預かることができる20歳以上の人(援助会員)が会員登録し、地域で援助する組織。入会には講習会の受講が必要。援助を受けた依頼会員は、会則で定められた報酬を援助会員に支払います。3歳未満の多胎児を育てる家庭には補助あり

☎同センター(のびのび子育てプラザ内 TEL FAX6816・8500)

育児相談・その他

■子育て支援コンシェルジュ

基本型

専任の相談員が、地域の子育て相談や情報提供を電話や対面、メールで実施

☎同コンシェルジュ専用ダイヤル (TEL6875・0665)

特定型

教育・保育施設の利用に関し、個別ニーズに応じた情報の提供や利用のサポートなど

☎保育幼稚園室入園担当

■子ども見守り家庭訪問

民生・児童委員、主任児童委員などが生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する相談や情報提供を実施

☎家庭児童相談室

■育児支援家庭訪問

子育てに不安や孤立感を抱えるなど、支援が必要な家庭をボランティアの育児支援家庭訪問員が訪問し、子育てに関する相談や情報提供を実施

☎家庭児童相談室

■子育て世帯家事・育児支援事業

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラーなどがある家庭を支援員が訪問し、家事や育児を支援。所得により利用者負

を派遣。事前に相談・申請が必要

☎ファミリー・サポート・センター利用料

の助成

利用後1年以内に申請が必要

ひとり親家庭相談

ひとり親家庭の人や寡婦の生活上の悩み、の相談、離婚前の相談、進学費用の相談、養育費や親子交流、自立に向けた助言・情報提供を行います。予約優先

就業支援相談

就職・転職活動、資格取得の相談に応じます。予約優先

養育費・親子交流の相談

専門の相談員が応じます

☎第3木曜日13:00~16:00。要予約

☎養育費に関する公正証書などの作成を支援

養育費の取り決めのためにかかった公正証書の作成費用などを補助

■障がい児の通所支援サービス

発達に特徴が見られる児童を対象に、療育を受けるための受給者証を発行。所得に応じて保護者負担あり。利用の前に申請が必要

☎すこやか親子室障がい児通所受給者証担当

月最大1万円を助成

習い事助成事業が始まります

☎同事業運営事務局 (TEL0120・065・067=午前11時~午後8時。土・日曜日、祝日は除く。FAX6204・1763)

所得格差による学び・経験の差を解消するため、対象者の習い事費用を助成します。詳しくは市ホームページへ。



市ホームページ

対象者	生活保護世帯か児童扶養手当受給世帯の、小学5年~中学生の児童・生徒の保護者
対象となる習い事	本事業に参画している音楽、スポーツ、学習塾などの習い事教室
対象となる経費	初期費用(入会金など)、月謝など
交付額	子供1人当たり月額1万円まで
申し込み方法	対象となる世帯には、郵送で案内しています。対象世帯で案内が届いていない場合は問い合わせてください